

適用開始日：令和 7 年 2 月 12 日
松江市こども子育て部こども家庭支援課

松江市子育て応援情報掲載基準

松江市子育て応援情報に掲載する団体、事業者及び掲載内容について、松江市広告掲載要綱及び松江市広告掲載基準に準ずるものとする。

・趣旨

松江市の未来を担うこども達の健やかな成長を地域が一体となって応援することを目的に、子育て家庭への応援を意欲的に取り組み、松江市内で継続的に子育て支援サービスを行っている民間団体及び個人の事業内容についての情報を松江市が取りまとめて市ホームページ等で広く周知することにより、行政と民間団体及び個人が一体となって子育てを応援する機運づくりを行うために必要な事項を定めるものとする。

・松江市子育て応援情報全般に関する基本的な考え方

松江市子育て応援情報に掲載する内容及び表現は、社会的に信用度及び信頼度が高く、かつ、市民に不利益を与えないものでなければならない。

・規制業種又は事業者

1 次の各号に定める業種又は事業者の子育て応援情報は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）「松江市子育て応援情報全般に関する基本的な考え方」に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業
- (3) タバコに関するもの
- (4) 占い、運勢判断等に関するもの
- (5) 興信所、探偵事務所等
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続き中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中の事業者
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(12) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)その他の法令等に違反している事業者

(13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(14) 市税等の滞納がある事業者

(15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者

(16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(17) 上記以外にも各種法令に違反しているもの

・松江市子育て応援情報掲載の基準

1 松江市子育て応援情報に掲載できる情報は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 公正で真実であること。
- (2) 松江市子育て応援情報の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する子育て応援情報は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他、松江市子育て応援情報に掲載する情報として不適当であると市長が認めるもの

3 次の各号に定めのあるものは、松江市子育て応援情報媒体に掲載しない。

- (1) 責任の所在が明確でないもの
- (2) 虚偽のおそれのあるもの
- (3) 他人の人権を侵害するもの
- (4) 人種・信条・性別・職業・境遇等による差別的な表現があるもの
- (5) 名誉毀損、プライバシーの侵害となる表現があるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- (7) 誤認、錯誤させるおそれがあるもの

- (8) 暴力、賭博（公営ギャンブルを除く。）、麻薬、売春等の犯罪を肯定し、又は美化するような表現があるもの
- (9) 商標、著作物等を無断で使用したもの
- (10) 社会秩序を乱す表現があるもの
- (11) 宗教団体の勧誘又は布教活動に関連するもの。
- (12) 政党及び政治団体の運動に関するもの
- (13) 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (14) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (15) 市の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (16) 消費者保護の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現及び根拠のない表示並びに誤認を招くような表現。ただし、根拠となる資料があるものは別とする。
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス！（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格に基づかない者が行う療法等
 - カ 情報の内容が明確でないもの
 - キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (17) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で子育て応援情報の内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 性的感情を著しく刺激するもの
 - ウ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
 - エ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- (18) その他市長が不適切であると認めたもの